

第4章 総合的な学習の時間

1 改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

総合的な学習の時間と各教科などとの相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにしている。また、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という探究のプロセスを通じて一人一人の資質・能力の向上を図ることをより一層意識するとしている。

(2) 改訂の要点

ア 改訂の基本的な考え方

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成するとしている。

イ 目標の改善

総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化としている。また、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示している。

ウ 学習内容、学習指導の改善・充実

各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定している。

探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるようにしている。

教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動が行われるようにすることとしている。

自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れることなどは引き続き重視することとしている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

- ② 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

目標は大きく分けて二つの要素で構成されている。一つは、総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、より良く課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習の時間の特質を踏まえた学習過程のあり方である。

(2) 内 容

ア 各学校において定める目標

各学校では、「第1の目標」を適切に踏まえて、この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う生徒像や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになるようにしている。

イ 各学校が定める内容

各学校が定める内容は、「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」である。つまり、「何を学ぶか」とそれを通して「どのようなことができるようになるか」ということを各学校が具体的に設定する。資質・能力の①「知識及び技能」については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する「知識及び技能」が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成させるようにすることが大切である。②「思考力、判断力、表現力等」についても、「知識及び技能」を未知の状況において活用できるものとして身に付けるようにすることが大切である。③「学びに向かう力、人間性等」については、「自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を含む」ようにすることが求められる。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「より良く課題を解決し、自己の生き方を変えていくための資質・能力」の育成のためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることが鍵となる。探究の過程（①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現）を充実させることとしている。

イ 学校の教育目標を教育過程に反映し具現化していくにあたっては、総合的な学習の時間と各教科等との関わりを意識しながら、学校の教育活動全体で資質・能力を育成するカリキュラム・マネジメントを行うことが必要であるとしている。

ウ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととしている。

エ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすることとしている。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 教師は、各学校が定めた総合的な学習の時間の目標及び内容に基づいて、育成を

目指す資質・能力が身についているかを継続的に評価しながら、より質の高い資質・能力の育成に向けて自立的な学習が行われるよう、必要な手立てを講じることとしている。

イ 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすることが大切であるとしている。

ウ 総合的な学習の時間では、一定の知識を覚え込ませるのではなく、探究課題の特質や育成したい資質・能力を見通して、体験活動を探究的な学習の過程に適切に位置付けることが大切であるとしている。

エ 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすることとしている。

4 移行措置の内容

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第4章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第4章の規定によるものとしている。

5 移行措置期間中の留意事項

- (1) 総合的な学習の時間において、教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領によることとしている。
- (2) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされている総合的な学習の時間において、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすることとしている。

6 特に配慮すべき事項

評価については、各学校が自ら設定した観点の趣旨を明らかにした上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような資質・能力が身についたかを文章で記述するものとしている。

学習指導要領に示された総合的な学習の時間の目標（第1の目標）を踏まえ、各学校の目標、内容に基づいて定めた観点による観点別学習状況の評価を基本とすることが考えられている。

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校が総合的な学習の時間の目標を定める。この目標を実現するにふさわしい探求課題と探求課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示した内容が設定される。この目標と内容に基づいた観点を、各学校において設定することが考えられている。